

4 県内発生早期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> （国内発生早期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

- ① 市は、県内での発生が確認された場合は、速やかに「胎内市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。（市対策本部総務対策部）
- ② 市内での患者発生が国内初発の場合は、国が決定した対策の基本的対処方針等を踏まえ、「胎内市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、県内発生早期以降における対策等を協議する。（市対策本部総務対策部）

- ③ 県は、国が、発生初期の段階において、県に対する支援のために必要があると認めるときに設置する、政府新型インフルエンザ等現地対策本部と連携を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(市対策本部総務対策部)
- ④ 市は、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、特措法第34条に基づく胎内市対策本部の設置（移行）を準備する。(市対策本部総務対策部)

(1)-2 緊急事態宣言の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
県内未発生期の記載を参照
- ② 市町村対策本部の設置
県内未発生期の記載を参照

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等）を収集する。（健康福祉課）

(2)-2 サーベイランスの強化等

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（健康福祉課）

サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ・ 県内の発生状況をリアルタイムで把握し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。
- ・ 発生した県内患者について、初期の段階には、国から派遣される積極的疫学調査チームと連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(総務課)(健康福祉課)(市民生活課)

- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

(総務課)(健康福祉課)(市民生活課)(学校教育課)

- ③ 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉課)

- ④ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。(総務課)(健康福祉課)

(3)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(総務課)(健康福祉課)

(3)-3 コールセンターの充実・強化

- ① 市は、国や県からの要請を受け、住民からの相談の増加に備え、コールセンター等の体制の充実・強化を図る。(健康福祉課)

- ② 市は、国から配布される相談対応に関するQ & Aが改定された場合は、速やかに相談等に活用し、情報提供に反映する。(健康福祉課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 市は、県内発生早期となった場合に、県等が国と連携して行う、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置について、県等の要請を受けて、適宜、協力する。(健康福祉課)

- ② 市は、県等と連携し、市民や事業者等に対して、直接又は団体等を経由して、次の要請を行う。
- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉課)
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(総務課)(関係課)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行い、又は行うよう学校の設置者に要請する。(総務課)(学校教育課)(健康福祉課)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉課)
 - ・ 関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
(健康福祉課)

(4)-3 水際対策

県では、引き続き、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応をとる。また、県民に対して不要不急の出国を自粛するよう要請するとともに、渡航者、入国者等への注意喚起を継続する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

なお、国は、国内の状況等を踏まえ水際対策の合理性が認められなくなった場合には、その措置を縮小することとしている。(総務課)(健康福祉課)

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針等に基づき、県等が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置等も踏まえ、必要に応じ、次の対策を行う。

- ① 外出自粛の要請等
県内未発生期の記載を参照
- ② 施設の使用制限の要請等
県内未発生期の記載を参照

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置 (県行動計画抜粋)

県内未発生期の記載を参照

(5) 予防接種

(5)-1 ワクチンの供給等

市は、県や国等と連携し、ワクチンの供給準備等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉課)

(5)-2 接種体制

(5)-2-1 特定接種

市は、県内未発生期に引き続き、特定接種を進める。(総務課)(健康福祉課)

(5)-2-2 住民接種

- ① 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。(健康福祉課)
- ② 市は、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。(健康福祉課)
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等の公的な施設を活用するか、医療機関へ委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康福祉課)

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉課)

(6) 医療

(6)-1 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等)や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。(健康福祉課)

県(及び保健所設置市)では、医療に関して次のとおり対策を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(健康福祉課)

医療に関する県の対策

- 医療体制の整備
 - ・ 引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
 - ・ 患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や流行状況等を踏まえて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行する。
- 患者への対応等
 - ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ移送し、入院措置を行う。（発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。）
 - ・ 国と連携し、必要と判断した場合は、保健環境科学研究所又は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等による確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
 - ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には感染症指定医療機関等へ移送する。
- 医療機関等への情報提供
 - ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
- 抗インフルエンザウイルス薬
 - ・ 引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し適切な流通を指導し、放出に備えて医薬品卸売販売業者等と必要な調整を行う。
 - ・ 県内感染期に備え、医療機関等に対して抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- 医療機関・薬局等における警戒活動

県警本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じて、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

- ① 市は、国及び県が行う、県内の事業者に対する、発生状況等の情報収集、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始に関する要請等について、適宜、協力する。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、国が行う、登録事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請について、適宜、協力する。(総務課)(健康福祉課)

(7)-2 住民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。(総務課)
- ② 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜、協力する。(総務課)

(7)-3 遺体の火葬・安置

市は、県等からの要請を踏まえ、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。
(市民生活課)

(7)-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

市は、関係団体の協力を得ながら、要援護者への生活支援等を行う。
(健康福祉課)(市民生活課)

(7)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 事業者の対応等
市は、国から示される、事業者の事業継続のための法令の弾力的運用の周知について、適宜、県に協力する。(総務課)
- ② 水の安定供給
市は、浄水・排水設備等の保守点検、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)
- ③ サービス水準に係る住民への呼びかけ
市は、県等と連携して、市内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携して、市民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務課)(商工観光課)

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

県内未発生期の記載を参照